

電気需給約款  
(高圧、特別高圧)  
(沖縄電力管内を除く全エリア共通)

2025年8月1日実施

三井物産株式会社

## 目次

第1条	適用	4
第2条	本約款の変更等	4
第3条	用語の定義	5
第4条	単位および端数処理	7
第5条	計量に関する取扱い	7
(1)	計量方法・計量主体	7
(2)	計量不能の措置	8
(3)	検針日、検針期間	8
(4)	計量日、計量期間	8
第6条	燃料費等調整額	8
第7条	常時供給電力	8
(1)	契約電力	8
(2)	料金	9
第8条	予備電力	10
(1)	契約電力	10
(2)	料金	10
第9条	自家発補給電力	11
(1)	契約電力	11
(2)	料金	11
(3)	定期検査・定期補修の取扱い	12
(4)	自家発補給電力の使用	12
(5)	自家発補給電力の最大需要電力	12
(6)	自家発補給電力の使用電力量	13
(7)	その他	13
第10条	契約超過金の算定および支払条件等	14
(1)	契約超過金	14
(2)	契約超過金の支払方法等	14
第11条	電気料金の算定および支払条件等	14
(1)	電気料金	14
(2)	電気料金の算定期間	14
(3)	日割計算	14
(4)	支払方法	15
(5)	請求書の送付	15
(6)	支払期日	15
(7)	支払い遅延の際の措置	15
(8)	支払過誤の場合の措置	16
(9)	異議申立ての期間と対処方法	16
第12条	適正契約の保持	16
第13条	お客さまの協力	16
(1)	力率の保持	16
(2)	立ち入り業務への協力	17

(3)	電気の使用に伴うお客さまの協力.....	17
(4)	用地確保等の協力.....	18
(5)	施設場所の提供.....	18
(6)	お客さまの電気工作物の使用.....	18
(7)	調査および調査に対するお客さまの協力等.....	19
(8)	保安等に対するお客さまの協力.....	19
(9)	需要情報の通知.....	19
(10)	無停電電源装置の設置等.....	19
(11)	託送供給等約款の遵守.....	20
第14条	供給の停止.....	20
第15条	給電指令の際の措置.....	21
第16条	契約期間.....	21
第17条	契約の変更または解約.....	22
(1)	契約電力の変更.....	22
(2)	契約の解約.....	22
(3)	消費税および地方消費税の税率変更の際の措置.....	24
(4)	料金単価の変更.....	24
第18条	工事費等の負担.....	24
第19条	損害賠償.....	25
(1)	損害賠償.....	25
(2)	損害賠償の免責.....	25
第20条	不可抗力.....	26
(1)	不可抗力による免責.....	26
(2)	不可抗力による解約.....	26
第21条	契約の解除.....	26
第22条	管轄裁判所.....	27
第23条	連絡体制.....	27
第24条	守秘義務.....	27
第25条	契約終了後の取扱い.....	28
第26条	暴力団排除に関する条項.....	28
附	則.....	29
別表 1	32	
別表 2	33	
別表 3	56	

## 電気需給約款

### 第1条 適用

この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約を締結された高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま(電気需給契約申込書を提出し当社が受理したお客さまを含みます。)に対して第3条第10号に定める一般送配電事業者、または第3条第11号に定める配電事業者(以下「一般送配電事業者等」といいます。)の供給区域内の需要場所において、当社が一般送配電事業者等と締結した接続供給契約(当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる契約をいい、以下「接続供給契約」といいます。)に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約書および見積書(これらに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下「本契約書等」といいます。)、ならびに本約款に基づく契約を「本契約」といいます。ただし、本契約書等と本約款の内容に万一齟齬が生じた場合は、本契約書等の内容が優先することといたします。

本約款は、2025年4月1日より実施いたします。

### 第2条 本約款の変更等

- (1) 一般送配電事業者等の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を変更することがあります。
- (2) 当社は、本約款を変更する際には、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および効力発生時期をお客さまにあらかじめ当社 Web サイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により周知するものとし、この周知が行われ、かつ当該効力発生時期が到来した時点でお客さまに変更後の本約款の内容にご同意いただいたものとみなし、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。ただし、当社による料金単価の変更は、第17条(契約の変更または解約)(4)に定めるところによります。
- (3) 本約款その他の供給条件(以下「本約款等」といいます。)の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
  - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
  - ハ 上記にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然に必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面については交付をしないこととします。
- (4) お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本契約に関する供給条件を記載した契約締結後の書面交付については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

### 第3条 用語の定義

以下の用語は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

(1) **高圧**

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2) **特別高圧**

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(3) **契約電力**

お客さまが使用できる最大電力をいいます。

(4) **常時供給電力**

お客さまに常時供給する電気をいいます。

(5) **予備電力**

お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電気をいい、以下の2種類があります。

イ **予備線**

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ **予備電源**

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(6) **自家発補給電力**

当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修、または事故等による不足電力の補給に当てるために、当社がお客さまに供給する電気をいいます。

(7) **臨時電力**

需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。

(8) **夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、重負荷時間、昼間時間、夜間時間**

別表1に定める期間および時間をいいます。

(9) **消費税等相当額**

消費税法第28条第1項および第29条の規定により課される消費税ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(10) **一般送配電事業者**

電気事業法第2条第1項第9号に定める、需要場所を供給区域とする一般電気事業者をいいます。

(11) **配電事業者**

電気事業法第2条第1項第11号の2に定める、需要場所を供給区域とする配電事業者をいいます。

(12) **需要場所**

本契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、原則として、以下のように取り扱います。

- イ 1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、構内とは、柵(植木を含む)、塀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。
- ロ 上記イにかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、一般送配電事業者等が 1 需要場所と認める場合、1 需要場所とします。

**(13) 需給地点**

電気の需給が行われる地点をいい、一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点(供給地点)といたします。

**(14) 供給地点特定番号**

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

**(15) 力率**

その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率(平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%といたします。)をいいます。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85%とみなします。

**(16) 最大需要電力**

お客さまの使用された需要電力の最大値であり、一般送配電事業者等によって設置された 30 分最大需要電力計により計測された値をいいます。

**(17) 給電指令**

お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者等が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

**(18) みなし小売電気事業者**

電気事業法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第七二号)附則第 2 条第 1 項の規定により電気事業法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる事業者をいい、需要場所が存する一般送配電事業者の供給区域ごとにそれぞれ以下の事業者をいいます。

- イ 北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域  
北海道電力株式会社
- ロ 東北電力ネットワーク株式会社の供給区域  
東北電力株式会社
- ハ 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域  
東京電力エナジーパートナー株式会社
- ニ 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域  
中部電力ミライズ株式会社
- ホ 北陸電力送配電株式会社の供給区域  
北陸電力株式会社
- へ 関西電力送配電株式会社の供給区域  
関西電力株式会社

ト 中国電力ネットワーク株式会社の供給区域

中国電力株式会社

チ 四国電力送配電株式会社の供給区域

四国電力株式会社

リ 九州電力送配電株式会社の供給区域

九州電力株式会社

#### (19) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

#### (20) 燃料費等調整額

燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて第 6 条に記載の方法により算出された値をいいます。

#### (21) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。

#### (22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、附則第 1 条に定めるものをいいます。

#### (23) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」といいます。)の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、卸電力取引所が需要場所の属する供給区域におけるものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

### 第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位および端数処理は以下のとおりとします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は 1 キロワット(1kW)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は 1 キロワット時(1kWh)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は 1 パーセント(1%)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

### 第5条 計量に関する取扱い

#### (1) 計量方法・計量主体

お客さまが使用する電力量、最大需要電力および力率は、一般送配電事業者等によって設置された記

録型計量器により計量された値とし、電力量は 30 分毎に計測いたします。

なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として 3%の損失率によって修正した値を用います。ただし、本契約書等により損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用います。

## (2) 計量不能の措置

計量器の故障等により電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、お客さまと当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者等と当社との協議によって電力量または最大需要電力を決定いたします。

## (3) 検針日、検針期間

検針は各月ごとに、一般送配電事業者等が定めた日(検針区域に応じて一般送配電事業者等があらかじめ定めた毎月一定の日(以下「基準検針日」といいます。))および休日等を考慮して定められます。)に原則として実施されます。なお、託送供給等約款にしたがい一般送配電事業者等により実際に検針が行われた日または検針を行ったとされる日を検針日といたします。

また、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を検針期間といたします。

## (4) 計量日、計量期間

検針区域に応じて一般送配電事業者等があらかじめ定めた、電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日を計量日といたします。

また、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間を計量期間といたします。

## 第6条 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、需要場所が存する一般送配電事業者の供給区域ごとに別表 2 に定めるところによります。

## 第7条 常時供給電力

### (1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。

- イ 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合の契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力の値の妥当性については一般送配電事業者等による事前の確認を必要とします。
- ロ 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合、「1 月」の契約電力は、以下の場合を除き、当該「1 月」の最大需要電力と当該「1 月」の前「11 月」の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
  - (a) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降「12 月」の期間に限り、各「1 月」の契約電力は、当該「1 月」の最大需要電力と当社からの供給開始の日以降当該「1 月」の前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。
  - (b) 需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の

期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。

- (c) 需要場所における受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降「12月」の期間の各「1月」の契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を減少された日以降「12月」の期間で、当該「1月」の最大需要電力と契約電力を減少された月から当該「1月」の前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

なお、上記イによって契約電力を決定するお客さまについては、以下「協議制のお客さま」といい、ロによって契約電力を決定するお客さまについては、以下「実量制のお客さま」といいます。

## (2) 料金

常時供給電力の「1月」の料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金を合計したものといたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をした後の金額といたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は本契約書等に定めるものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

ただし、当該「1月」にまったく電気を使用されない場合(予備電力によって電気を使用された場合を除きます。)の基本料金は、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

### ロ 力率割引および割増

力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき、基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき、基本料金を1%割増いたします。

### ハ 電力量料金

お客さまが選択したプランごとに以下のとおりといたします。

① ベーシックプラン

その「1 月」の使用電力量と、使用電力量に応じて定めた電力量料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

② 市場連動プラン

その「1 月」の 30 分コマごとの使用電力量、30 分コマに対応するスポット市場価格をエリア損失率で修正した値および管理費単価から以下の算式により算定される金額といたします。

なお、エリア損失率とは、需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等が託送供給等約款にて定める損失率を指すものといたします。

$$\text{電力量料金} = 30 \text{ 分コマごとの使用電力量} \times \{ [\text{各 30 分コマに対応するスポット市場価格} \div (1 - \text{エリア損失率}) \times (1 + \text{消費税および地方消費税の税率})] + \text{管理費単価} \}$$

③ 燃料調整プラン

その「1 月」の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価および燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

## 第8条 予備電力

### (1) 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

### (2) 料金

予備電力の「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金を合計したものといたします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3%の損失率で修正したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価は本契約書等に定めるものとします。

### イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、当該「1月」の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金と同様の算式により算定いたします。

### 第9条 自家発補給電力

#### (1) 契約電力

- イ 自家発補給の契約電力は、お客さまの発電設備容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものとします。
- ロ お客さまの自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができます。

#### (2) 料金

自家発補給電力の「1月」の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計したものといたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をした後の金額といたします。なお、契約電力、基本料金単価、未使用時基本料金単価および電力量料金単価は本契約書等に定めるものとします。

#### イ 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価および未使用時基本料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。

##### (a) 自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

##### (b) 自家発補給電力未使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{未使用時基本料金単価}$$

なお、当該「1月」に前「1月」から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前「1月」の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前「1月」における自家発補給電力の供給とみなします。

#### ロ 力率割引および割増

力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき基本料金を1%割増いたします。

## ハ 電力量料金

電力量料金は、当該「1 月」の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その条件ごとに定めた電力量料金単価および燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額といたします。ただし、ベーシックプランおよび市場連動プランのお客さまは、燃料費等調整額を加算または減算しないものといたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

### (3) 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の 1 ヶ月前に再協議してその時期を確認し、お客さまは実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者等の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議させていただきます。

### (4) 自家発補給電力の使用

#### イ 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、お客さまは、その使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、お客さまは、自家発補給電力の使用開始後、すみやかにその使用開始時刻と使用休止時刻を当社に通知するものとします。

#### ロ 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客さまの最大電力が前「1 月」の最大電力以下の場合、上記イにかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

### (5) 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は以下のイ、ロによる場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力を当該「1 月」の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、当該「1 月」の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値と当該「1 月」の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値といたします。

イ 協議制のお客さまについて、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)ないし(c)によるものとします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{総需要の最大需要電力} - \text{常時供給電力の契約電力}$$

- (b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{自家発補給電力の契約電力}$$

- (c) 超過の原因が明らかでない場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \frac{\text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力}}{\text{常時供給電力の契約電力} + \text{自家発補給電力の契約電力}}$$

- ロ 実量制のお客さまについて、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値を当該「1月」の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

#### (6) 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は以下のイないしハにより算定するものとします。

- イ 自家発補給電力の使用電力量 = 自家発補給電力の使用時間中の使用電力量  
ー(基準電力 × 自家発補給電力の使用時間)

なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客さまと当社との協議で定めた以下(a)ないし(c)によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不相当と認められる場合は、別途両者による協議で定めるものとします。

- (a) 自家発補給電力使用前「1月」または前年同「1月」における常時供給分の平均電力  
(b) 自家発補給電力使用前「3月」間における常時供給分の平均電力  
(c) 自家発補給電力使用前3日間における常時供給分の平均電力
- ロ 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、上記イに定める基準電力に該当時間に乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。
- ハ 上記イおよびロにおいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間に乗じて得た値を超えないものとします。

#### (7) その他

- イ 当社は必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- ロ 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気

の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。

## 第10条 契約超過金の算定および支払条件等

### (1) 契約超過金

契約超過金は、常時供給電力および自家発補給電力の最大需要電力が常時供給電力および自家発補給電力の契約電力を超過した場合、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれに適用するものとし、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該「1月」の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \\ \times (1.85 - \text{力率}/100) \times 1.5$$

### (2) 契約超過金の支払方法等

契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払うものとします。

## 第11条 電気料金の算定および支払条件等

### (1) 電気料金

電気料金は、第7条(常時供給電力)(2)、第8条(予備電力)(2)、第9条(自家発補給電力)(2)および第10条(契約超過金)にて算定した料金の合計金額とします。

### (2) 電気料金の算定期間

電気料金は、以下のイまたはロの場合を除き、「1月」を単位として算定し、本契約において「1月」とは、第5条(計量に関する取扱い)(3)および(4)に定める検針期間または計量期間(本契約において、「計量期間等」といいます。)のことをいいます。ただし、原則として「1月」とは計量期間をいい、当社があらかじめお客さまに対して検針日をお知らせした場合に限り検針期間を「1月」とすることといたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または本契約が消滅した場合

ロ 契約電力を変更したことにより、料金に変更があった場合でお客さまおよび当社が「1月」の途中で契約電力を変更することに合意した場合

### (3) 日割計算

当社は、(2)イまたはロに定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定いたします。

イ 基本料金は、以下の算式により算定します。

$$\text{基本料金} = \text{「1月」の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数}/\text{当該「1月」の暦日数})$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および本契約の解約日を除きます。なお、停止日、解約日とは、本契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日といたします。また、(2)ロに定める事由の場合により日割計算をするときは、

変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

#### (4) 支払方法

- イ 電気料金については毎月、工事費負担金(一般送配電事業者等の託送供給等約款に基づいて発生する工事費負担金をいいます。以下同様とします。)その他の本契約に基づく金銭債務(以下、工事費負担金とその他の本契約に基づく金銭債務を総称して「工事費等」といいます。)についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ロ 当社は、上記イにかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)または決済代行会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社または決済代行会社が指定した様式により、電気料金または工事費等を払い込む方法よりお支払いいただくことがあります。この場合、債権回収会社または決済代行会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ハ 当社が当社の代理店に電気料金債権および工事費負担金その他の本契約に基づく金銭債務に係る債権を譲渡した場合において、前各号に関する取扱いにつき、当該代理店が当社の事前の承諾を得て本約款と異なる定めをする場合は、その定めるところによります。
- ニ 支払いにかかる振込手数料についてはお客さまのご負担といたします。

#### (5) 請求書の送付

当社は、お客さまから当社に支払われるべき「1月」ごとの電気料金額と、基本料金および電力量料金等の内訳をつけた請求書を、翌月1日から第11営業日までに、お客さまに送付いたします。

#### (6) 支払期日

- イ お客さまの電気料金は、当社から送付された請求書に基づき、請求該当月(支払対象となる電気を使用した月をいいます。以下同様とします。)の翌月末日(ただし、同日が金融機関等の休業日の場合には金融機関等の翌営業日とし、以下「支払期日」といいます。)までに、工事費等については、当社から送付された請求書に基づき、当社が指定した日までに、当社にお支払いいただきます。
- ロ 上記イにかかわらず、当社が決済代行会社として三井住友カード株式会社を起用する場合、お客さまは、当社から送付された請求書に基づき、請求該当月の翌月27日(ただし、同日が金融機関等の休業日の場合には金融機関等の翌営業日とし、この場合、同日を「支払期日」とします。)に、当社が定める様式によりあらかじめお客さまが指定した口座から三井住友カード株式会社を介して当社の口座へ電気料金を振り替える方法により、当社にお支払いいただきます。この場合、(4)ロにかかわらず、お客さまの指定する口座から該当請求月の電気料金が引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

#### (7) 支払い遅延の際の措置

支払いの義務を有するお客さまが電気料金および工事費等の全部または一部を支払期日までに支払

わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金のうち未払のから消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの延滞利息をお客さまから申し受けます。ただし、下記(9)に定める異議申し立てが生じた場合は、上記(6)に定める支払期日に代わって当社が決定した期日(上記(6)に定める支払期日以降の期日)に限り、以下同様とします。)の翌日を延滞利息の起算日といたします。

この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金および工事費等を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。ただし、(6)イの場合においては、支払期日の翌日以降最初に到来する支払期日に、当社が定める様式によりあらかじめお客さまが指定した口座から三井住友カード株式会社を介して当社の口座へ電気料金を振り替える方法(以下「再振替」といいます。)により、お支払いいただきます。再振替においても請求該当月の電気料金の全部または一部の引落しが不能であった場合、お客さまは、当社の書面による請求に基づき、引落しが不能であった電気料金を、当該引落不能であった電気料金額から消費税等相当額を差し引いた金額に対する支払期日の翌日から起算した年 10 パーセントの遅延利息とともに、当社が指定した銀行口座に払い込む方法により直ちに支払うものとします。

#### (8) 支払過誤の場合の措置

当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

#### (9) 異議申し立ての期間と対処方法

当社がお客さまに提示する請求書の内容に関する異議がある場合には、お客さまは当該請求書を受領した日から 10 日以内に当社に対して異議申し立てをすることができます。当該異議申し立てを受けた当社は、当該異議申し立てを受けた日から 10 日以内に回答を行い、または両当事者による協議を求めるとし、両当事者は解決に向けて努力を行うことといたします。なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、上記(6)に定める支払期日に代わる支払期日を当社で決定いたします。上記(6)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

### 第12条 適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者等から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、当社は、その求められた内容にしたがい、すみやかに本契約を適正なものに変更することができるものとし、お客さまは当該本契約の変更にご同意していただくものとします。

### 第13条 お客さまの協力

#### (1) 力率の保持

- イ 需要場所の負荷の力率は、原則として 85%以上に保持していただきます。
- ロ 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその「1 月」の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、一般

送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

## (2) 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者等が以下のイないしへのいずれかに掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または一般送配電事業者等の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、一般送配電事業者等が立ち入る場合においては、一般送配電事業者等の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- イ 需給地点に至るまでの一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査
- ロ 本条(8)によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- ニ 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- ホ 第14条(供給の停止)、第17条(契約の変更または解約)(2)および(4)、第21条(契約の解除)に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- ヘ その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者等の電気工作物に関わる保安の確認に必要な業務

## (3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

- イ お客さまの電気の使用が、以下の(a)ないし(e)の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これによりお客さまに電気を使用していただきます。
  - (a) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - (b) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - (c) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - (d) 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - (e) その他(a)から(d)に準ずる場合
- ロ お客さまが発電設備を一般送配電事業者等の供給設備に接続して使用する場合も、上記イに準ずるものといたします。
- ハ お客さまが電気設備を一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続するに当たっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたい、かつ、一般送配電事業者等の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

#### (4) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

#### (5) 施設場所の提供

以下のイないしニのいずれかの場合において、一般送配電事業者等から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。

- イ お客さま(共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。)のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)を取付ける場合
- ハ 通信設備等を設置する場合
- ニ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

#### (6) お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下のイないしホに掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者等が、無償で使用できることに同意していただくものといたします。

- イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備(お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。)
- ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の付帯設備
  - (a) 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)
  - (b) お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック(接続装置を固定するためのものをいいます。)およびハンドホール
  - (c) お客さまの建物の改修を必要とする設備およびお客さまの工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備
  - (d) その他(a)から(c)に準ずる設備
- ニ お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした計量器の付属装置または変成器の二次配線等
- ホ 一般送配電事業者等が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

## (7) 調査および調査に対するお客さまの協力等

- イ お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者等、または一般送配電事業者等が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査いたします。この場合、一般送配電事業者等または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配線図の提示を受けることができます。なお、お客さまは、一般送配電事業者等または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求められます。
- ロ お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

## (8) 保安等に対するお客さまの協力

- イ お客さまは以下の(a)または(b)のいずれかの場合に、当社および一般送配電事業者等にすみやかにその旨を通知していただきます。
  - (a) 需要場所内に設置してある引込線、計量器等一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合
  - (b) お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合
- ロ お客さまが一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者等と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者等と当社に通知していただきます。この場合において必要となる内容変更について、一般送配電事業者等と協議していただきます。
- ハ 必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと一般送配電事業者等とで協議していただきます。
- ニ 需給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物については一般送配電事業者等が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

## (9) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して電気の使用実績その他の必要な情報の開示をお願いすることがあり、お客さまは当社の求めに応じてこれらの情報の開示を承諾するものといたします。

## (10) 無停電電源装置の設置等

お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

### (11) 託送供給等約款の遵守

お客さまは、一般送配電事業者等の定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守していただきます。

## 第14条 供給の停止

(1) 以下のイないしハのいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者等により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまが需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
- ハ 一般送配電事業者等以外の者が需要場所における一般送配電事業者等の供給設備(電線路や引込線等)とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) 以下のイないしホのいずれかに該当し、一般送配電事業者等から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者等により電気の供給の停止が行われることがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合
- ハ 第13条(お客さまの協力)(2)に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、お客さまが本約款において、一般送配電事業者等の求めに応じること、一般送配電事業者等に権限を付与することもしくは一般送配電事業者等に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者等に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
- ニ 第13条(お客さまの協力)(3)イおよびロによって必要となる措置を講じない場合
- ホ 第13条(お客さまの協力)(3)ハに反してお客さまが一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続した場合

(3) 以下のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者等から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、第12条(適正契約の保持)に基づく一般送配電事業者等の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者等により、電気の供給の停止が行われることがあります。

- イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
- ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合(接続供給契約の内容が、高圧または特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限りです。)

(4) 本条によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者等により、一般送配電事業者等の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、

必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

- (5) 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、一般送配電事業者等による電気の供給が再開されます。

## 第15条 給電指令の際等の措置

- (1) 一般送配電事業者等により、以下のイないしニのいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限、もしくは中止されることがあります。
- イ 一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備(一般送配電事業者等が使用権を有する設備を含みます。)に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
  - ロ 一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備(一般送配電事業者等が使用権を有する設備を含みます。)の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - ハ 非常変災の場合
  - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等一般送配電事業者等が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合
- (2) 一般送配電事業者等の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に当該一般送配電事業者等の供給区域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域(以下「災害救助法適用地域」といいます。)として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され一般送配電事業者等の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま(原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限り、)の需要場所に係る託送供給について、当社が一般送配電事業者等に災害救助法の特別措置の適用の申出を行い(一般送配電事業者等が分割接続供給を行なう需要場所においては、当社以外の当該需要場所に供給を行う小売電気事業者も一般送配電事業者等へ当該申出をした場合に限り、)、需要場所の接続送電サービス料金が割引された場合、当該割引された金額と同額を当該割引された期間に対応する電気料金の算定期間の料金から割引くものといたします。なお、一般送配電事業者等がお客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあり、お客さまはこれに協力していただきます。

## 第16条 契約期間

契約期間は、以下の(1)ないし(2)によります。なお、(2)に基づき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみを説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを当社が適切と判断した方法によりお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (1) 契約期間は本契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までとします。

- (2) 契約期間満了の3か月前までに、お客さままたは当社から、書面または電子メールによる本契約の終了または変更の申し出がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

## 第17条 契約の変更または解約

### (1) 契約電力の変更

- イ 本契約締結日以降、需給開始日(本契約の更新があった場合は、最終の更新日といたします。以下、本ニおよび第17条(契約の変更または解約)(2)ハにおいて同様とします。)または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、お客さまおよび当社が同意すればこの限りではありません。
- ロ お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当該「1月」以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌「1月」からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。
- ハ お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の3ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。
- ニ 上記ハによる契約電力の減少が、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、ベーシックプランおよび燃料調整プランのお客さまは契約電力減少日から契約期間の満了日までの期間を対象として、契約電力の減少分に相当する第7条(常時供給電力)(2)、第8条(予備電力)(2)および第9条(自家発補給電力)(2)に定める各料金単価を適用して算定した電気料金(基本料金算定のための契約電力は、当該契約電力の減少分といたします。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まない金額とし、電力量料金算定のための使用電力量は、需給開始日から契約電力減少日までの1日あたりの使用電力量の平均値に、契約電力減少日の翌日以降、契約期間の満了日までの日数を乗じた電力量に使用が1年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比により按分した値とし、電力量料金には燃料費等調整額を含まない金額といたします。)を0.2倍した金額を当社にお支払いいただきます。
- ホ 契約電力の変更は、原則として「1月」単位で実施いたします。ただし、お客さまおよび当社が合意すればこの限りではありません。なお、契約電力減少日が「1月」の中途の場合の基本料金は、第11条(電気料金の算定および支払条件等)(3)イに定める日割計算に従って算定いたします。
- ヘ 実量制のお客さまにおける、上記イ、ハ、ニに定める「契約電力増加」とは、設備の変更に伴う契約電力の増加をいい、「契約電力減少」とは、第7条(常時供給電力)(1)ロ(c)により契約電力を減少することをいいます。

### (2) 契約プランの変更

- イ 本項で定めるもののほか、お客さまはご契約されているプランを他のプランに変更することはできません。
- ロ お客さまが契約プランを市場連動プランからベーシックプランに変更することを希望する場合には、希望日の10営業日前までに当社にその旨を通知の上、5営業日前までに当社指定の申込書を当社に提出し、当社の承諾を得ることで、希望日以降直近の検針日または計量日(以下「ベーシックプランへの切替

日」といいます。)から、ベーシックプランに変更することができます。この場合、契約期間は、第 16 条(契約期間)第 1 号にかかわらず、ベーシックプランへの切替日から 1 年目の日までとし、以後第 16 条(契約期間)本文なお書きおよび第 2 号が適用されるものとします。当社は当該お客さまの契約プラン変更の申し出を承諾する場合、供給開始までに承諾書を発行することとします。

- ハ お客さまが契約プランをベーシックプランから市場連動プランへ変更することを希望する場合には、原則として変更希望日の 3 ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での承諾を得ることで、お客さまは変更希望日以降直近の検針日または計量日(以下「市場プランへの切替日」といいます。)から、市場連動プランに変更することができます。この場合、契約期間は、第 16 条(契約期間)第 1 号にかかわらず、市場連動プランへの切替日から 1 年目の日までとし、以後第 16 条(契約期間)本文なお書きおよび第 2 号が適用されるものとします。当社は当該お客さまの契約プラン変更の申し出を承諾する場合、供給開始までに承諾書を発行することとします。
- ニ 上記ハによる契約プランの変更がベーシックプランへの切替日から 1 年未満の期間内となる場合、お客さまは、市場連動プランへの切替日の翌日からベーシックプランへの切替日から 1 年が経過する日までの期間を対象として、第 7 条(常時供給電力)(2)、第 8 条(予備電力)(2)、第 9 条(自家発電補給電力)(2)に定める各料金単価(ベーシックプランのものとし、)を適用して算定した電気料金(基本料金算定のための契約電力等は、切替日時点における契約電力等といたします。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとし、電力量料金算定のための使用電力量は、ベーシックプランへの切替日の翌日から市場連動プランへの切替日までの 1 日あたりの使用電力量の平均値に、市場連動プランへの切替日の翌日以降、契約期間の満了日までの日数を乗じた電力量とし、電力量料金には燃料費等調整額を含まない金額といたします。)を 0.2 倍した金額を当社にお支払いいただきます。

### (3) 契約の解約

- イ お客さままたは当社が本契約の解約を希望する場合には、希望日の 3 ヶ月前までに相手方にその旨を文書にて通知することで、お客さままたは当社は申し出た日の 3 ヶ月後の月の計量日または検針日(お客さまに適用されている電気料金の算定期間に対応したものとします。)の前日を解約日として本契約を解約いたします。ただし、お客さまおよび当社が合意すれば、上記以外の適当な日を解約日とすることができます。
- ロ 上記イにかかわらず、当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者等ができない場合、本契約はお客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
- ハ 上記イに定めるお客さまからの申し出による解約の場合、ベーシックプランおよび燃料調整プランのお客さまは、解約日の翌日から契約期間満了の日までの期間を対象として、第 7 条(常時供給電力)(2)、第 8 条(予備電力)(2)および第 9 条(自家発電補給電力)(2)に定める各料金単価を適用して算定した電気料金(基本料金算定のための契約電力は、解約日時点における契約電力といたし、解約日が「1 月」の中途の場合の基本料金の算定は、第 11 条(電気料金の算定および支払条件等)(3)イに定める日割計算に従って算定いたします。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとし、電力量料金算定のための使用電力量は、需給開始日から 1 年未満の解約の場合には需給開始日から解約日までの 1 日あたりの使用電力量の平均値に、解約日の翌日以降、契約期間の満了日までの日数を乗じた電

力量とし、電力量料金には燃料費等調整額を含まない金額といたします。)を0.2倍した金額を当社にお支払いいただきます。

- ニ 当社は、原則として、上記により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

#### (4) 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

本契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、本契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものといたします。

#### (5) 料金単価の変更

当社は、一般送配電事業者等の定める託送供給等約款が改定された場合、みなし小売電気事業者の電気料金が改定された場合、国内の電力事情および当社の事業環境における急激な変化(法令や制度の変更、発電費用等の変動、卸電力取引所における取引価格の高騰等)により料金改定が必要となる場合、またはお客さまが電気の供給に先立ち当社へ提出したお客さまの契約期間の電気の需要予測(これがない場合は、お客さまの過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなすものといたします。)とお客さまの実際の電気の需用量が大幅に乖離した場合は、以下のイないしハの手順にしたがい、本契約における新たな料金単価を定めることができます。

- イ 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日(以下「新料金単価適用開始日」といいます。)を書面またはその他当社が適切と考える方法でお客さまに通知いたします。
- ロ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。本号による中途解約の場合には、当社およびお客さまは、互いに本号による中途解約に伴う損害賠償義務・補償義務等を負わないものといたします。
- ハ 上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

### 第18条 工事費等の負担

以下の(1)ないし(6)のいずれかに該当する場合には、お客さまに工事費等の負担をしていただきます。なお当社は原則として当該工事等の準備着手前に当該費用を申し受けます。なお、(1)、(2)または(4)に該当する場合においては、当社が施設した設備の所有権は、お客さまがその施設にかかった費用を支払ったときにお客さまに移転するものとします。

- (1) 本契約に基づく供給開始に当たって、当社が一般送配電事業者等からお客さまに供給するために必要な設備を当社が施設すること、または一般送配電事業者等からその設備の施設に関わる工事費等の費用負

担を求められた場合

- (2) お客様の都合による契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者等からお客様に供給するために必要な設備を当社が施設すること、または一般送配電事業者等からその設備の施設に関わる工事費等の費用負担を求められた場合
- (3) お客様が一般送配電事業者等の設備に関わる工事等を一般送配電事業者等に依頼し、当社が一般送配電事業者等からその工事費等の費用負担を求められた場合
- (4) お客様の都合により一旦契約電力を変更した上で、さらにお客様の都合により途中で当該契約変更を解約し、またはさらに変更した当該契約電力を途中で再度変更(元の条件に戻す場合を含みます。)した結果、当社が一般送配電事業者等から変更に伴い新たに施設した供給設備に関わる工事費等の費用負担を求められた場合
- (5) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで本契約を終了または変更する場合であって、当社が一般送配電事業者等から工事費等の費用(実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときの実費を含むものとします。)負担を求められた場合
- (6) その他お客様の都合に基づく事情により、当社が一般送配電事業者等から工事費等の費用負担を求められた場合、または、当社が工事費等の費用負担を求めた場合

## 第19条 損害賠償

### (1) 損害賠償

- イ 当社の故意または重大な過失によって、お客様が損害を受けた場合には、当社はお客さまに対してその賠償責任を負います。
- ロ お客様の故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客様に当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。
- ハ お客様が以下の(a)ないし(e)のいずれかに該当し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、本契約に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6月以内で一般送配電事業者等により決定された期間となります。
  - (a) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
  - (b) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用した場合
  - (c) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
  - (d) お客様が動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合
  - (e) その他お客様が当社の供給する電気を不正に使用した場合

### (2) 損害賠償の免責

- イ 第 14 条(供給の停止)によって一般送配電事業者等により電気の供給が停止された場合、または第 17 条(契約の変更または解約) (2)によって契約を解約された場合、もしくは第 21 条(契約の解除)の(1)ないし(10)のいずれかにお客さまが該当したことによって本契約が解除された場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ロ 第 15 条(給電指令の際の措置)(1)によって一般送配電事業者等により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ハ 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ニ あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ホ 上記のほか、一般送配電事業者等の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

## 第20条 不可抗力

### (1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下のイないしハに定める不可抗力によって本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- イ 地震等の天災地変が起きた場合
- ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
- ハ その他お客さまおよび当社並びに当社への電力供給者の責めに帰すべからざる事由でお客さまおよび当社の本契約の履行に著しい影響が生じた場合

### (2) 不可抗力による解約

- イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、第 17 条(契約の変更または解約)および第 21 条(契約の解除)の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。この場合、お客さまおよび当社は、本契約を解約する旨を相手方に対して解約希望日とともに書面で通知するものとし、当社が解約する場合は、第 21 条(契約の解除)に定める手続きにしたがうものとし、
- ロ イに基づく解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないこととします。

## 第21条 契約の解除

お客さまおよび当社は、相手方が以下の(1)ないし(10)のいずれかの場合、または以下の(1)ないし(10)のいずれかの状況に陥るおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができるものとし、当該解除をされた当事者は、負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものと

します。この場合、当社は、本契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②お客さまが希望される場合には電気を供給することが義務付けられている一般送配電事業者等から電気の供給を受けることができることを説明いたします。なお、本条に基づく解除権の行使は、相手方に対する損害賠償請求権を妨げません。

- (1) 第 14 条(供給の停止)によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) 本契約の全部または一部の不履行の場合
- (3) 破産、特別清算、会社更生手続きおよび民事再生手続き等の倒産処理手続(本契約締結後に改定または制定されたものを含みます。)の申し立て原因を生じまたはこれらの申し立てを受けもしくは自らこれらの申し立てを行った場合
- (4) 支払停止、支払不能または債務超過の状態に陥った場合
- (5) 手形もしくは小切手が不渡りになった場合または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (6) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、租税公課の滞納もしくはその滞納処分を受けまたはこれらの申立、処分、通知を受くべき事由を生じた場合
- (7) 合併によらず解散した場合または会社を分割した場合
- (8) お客さまが電気料金を、支払期日を 15 日経過してなお支払わない場合
- (9) お客さまが他の電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を、支払期日をさらに 15 日経過してなお支払わないとき
- (10) 本契約によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合

## 第22条 管轄裁判所

本契約に関わる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## 第23条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

## 第24条 守秘義務

本契約および本契約に付随して締結された附則または覚書の存在ならびに内容および本契約に関連して知りえた営業上・技術上の秘密に関しては、以下のイないしハに該当するものを除き、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報を本契約の目的のみに使用し、本契約の締結に関わる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示または漏えいしないものとします。また、本条で定める守秘義務については、本契約終了後も、なお 1 年間存続するものとします。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電事業者等もしくは当社の子会社・関係会社(その役職員を含みます。)に情報提示が必要な場合、本契約の履行に必要な範囲で本契約に定めるのと

同等の守秘義務を課した業務委託先等の第三者に開示する場合、または法令上の根拠・公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、本条に基づく守秘義務の対象から除外するものとします。

- イ 開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
- ロ 開示を受けたとき既に自ら保有していたもの
- ハ 第三者から適法に入手したもの

## 第25条 契約終了後の取扱い

本契約に基づく料金支払義務その他の債権債務および第 24 条(守秘義務)に関連する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

## 第26条 暴力団排除に関する条項

(1) お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。

(2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)および以下のイないしニのいずれにも該当しないことを表明し保証します。

- イ 暴力団員等が経営を支配または実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して以下のイないしホのいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

- イ 暴力的な要求行為。
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- ホ その他、上記に準ずる行為。

(4) お客さまおよび当社は、相手方が上記(2)および(3)のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

(5) お客さまおよび当社は、上記(4)に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

**第1条 電気料金についての特別措置(再生可能エネルギー発電促進賦課金)****(1) 電気料金**

電気料金は第11条(電気料金の算定および支払条件等)(1)の規定にかかわらず、当分の間、第11条(電気料金の算定および支払条件等)(1)の規定によって電気料金として算定された金額に、以下の二によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

**イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価**

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

**ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間**

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしが、原則として、2012年7月1日以降に使用される電気に適用いたします。

**ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量**

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1月」の使用電力量の合計電力量といたします。

**ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金**

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハに定めるその「1月」の使用電力量に、上記イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

**ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置**

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしが、上記ニにかかわらず、上記ニによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものいたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

**(2) 支払い遅延の際の措置**

当社は、第11条(電気料金の算定および支払条件)(7)にかかわらず、その算定の対象となる請求料金から、以下のイおよびロを差し引いた金額に対し、年10パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けま

す。

- イ 消費税等相当額より以下の算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額を差し引いた後の金額

再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額

$$= \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$

- ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

なお、消費税等相当額および上記イの算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

ただし、第11条(電気料金の算定および支払条件)(9)に定める異議申し立てが生じた場合は、第11条(電気料金の算定および支払条件)(6)に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

## 第2条 電気料金についての特別措置(電気料金負担軽減支援事業)

当社は、令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金(以下「補助金」といいます。)の交付決定を受けた場合、高压で電気の供給を受けるお客さまを対象に、次の(1)に定める内容の特別措置(以下「補助金に係る特別措置」といいます。)を実施いたします。

### (1) 電気料金

電気料金は、第12条(契約種別および電気料金)ニおよび前条ニの規定にかかわらず、次のロに定める期間の間、第12条(契約種別および電気料金)ニおよび前条ニの規定によって電気料金として算定された金額から、次のニによって算定された補助金に係る特別措置の補助額を差し引いたものといたします。

#### イ 補助金に係る特別措置の補助単価

補助単価は以下の通りといたします。

2025年7月使用分:1.0円/kWh(税込)

2025年8月使用分:1.2円/kWh(税込)

2025年9月使用分:1.0円/kWh(税込)

なお、7月使用分とは、7月中の検針日から8月中の検針日まで、8月使用分とは、8月中の検針日から9月中の検針日まで、9月使用分とは、9月中の検針日から10月中の検針日までの使用に係る分を指します。

#### ロ 補助金に係る特別措置の補助適用期間

2025年7月の料金に係る計量期間等の始期から2025年9月の料金に係る計量期間等の終期までの間に使用される電気に適用いたします。ただし、上記期間中であっても、補助金の交付制度が中止もしくは終了または当社に対する補助金の交付決定が取り消される等、当社が補助金の交付を受けられ

ないまたは受けられなくなる事情が生じた場合には、当該事情の発生以降の期間に使用された電気について、補助金に係る特別措置は適用されないものとします。

**ハ 補助金に係る特別措置の補助対象となる使用電力量**

補助金に係る特別措置の対象となる使用電力量はその「1月」の使用電力量の合計電力量といたします。

**ニ 補助金に係る特別措置の補助額**

補助金に係る特別措置における補助額は、上記ハに定めるその「1月」の使用電力量に、上記イに定める補助金に係る特別措置の補助単価を乗じて算定いたします。

**(2) 本条の発効時期**

本附則第2条は、2025年7月1日より効力を生じます。

別表 1

項目		対象日時
夏季／ その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	(1) 日曜日 (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する祝日 (3) 1月2日 (4) 1月3日 (5) 4月30日 (6) 5月1日 (7) 5月2日 (8) 12月30日 (9) 12月31日  なお、需要場所が東北電力ネットワーク株式会社、北陸電力送配電株式会社、または中国電力ネットワーク株式会社の供給区域に存する場合には1月4日を、需要場所が東北電力ネットワーク株式会社の供給区域に存する場合には12月29日を含むものとし、需要場所が北陸電力送配電株式会社または中国電力ネットワーク株式会社の供給区域に存する場合には4月30日を除くものといたします。
	平日	休日以外
ピーク時間／ 昼間時間／ 夜間時間	ピーク時間	休日を除いた夏季の13時～16時。 ただし、中部電力パワーグリッド株式会社管内および関西電力送配電株式会社管内は 休日を除いた夏季の10時～17時。
	昼間時間	休日およびピーク時間を除いた午前8時～午後10時
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外

## 別表2

### 燃料費等調整額

需要場所が存する一般送配電事業者の供給区域ごとにそれぞれ以下のとおりとします。

#### 1. 北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域

##### ① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

##### ② 燃料費調整額の算定

###### 1. 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=別表3に定める各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=別表3に定める各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=別表3に定める各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、A、BおよびCの単位は、1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

###### 2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	51,400円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	18銭3厘
	高圧	18銭8厘

### 3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

## ③ 市場価格調整額の算定

### 1. 平均市場価格

(ア) 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D=別表3に定める各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E=別表3に定める各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta = 0.6760$$

$$\varepsilon = 0.3240$$

なお、DおよびEの単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) (ア)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。

### 2. 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{調整係数}$$

なお、基準市場価格および調整係数は、以下のとおりといたします。

基準市場価格 (1キロワット時につき)	12円24銭
------------------------	--------

調整係数	特別高圧	0.223
	高圧	0.229

3. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

④ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

1. 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = F \times \zeta$$

F=別表3に定める各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\zeta = 1.0000$$

なお、Fの単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

なお、原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

離島基準燃料価格	79,300円
----------	---------

また、離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

離島基準単価	特別高圧	1厘
	高圧	1厘

3. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用  
各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その燃料費等調整単価適用期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

⑤ 燃料費等調整額の算出

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2、③.2 および④.2 によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

燃料費等調整額＝使用電力量×（燃料費調整単価＋市場価格調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）

2. 東北電力ネットワーク株式会社の供給区域

① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

② 燃料費調整額の算定

1. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、A、B および C の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価= (平均燃料価格－基準燃料価格) × 基準単価/1,000

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	83,500円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	18銭4厘
	高圧	19銭0厘

### 3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

## ③ 市場価格調整額の算定

### 1. 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D=別表 3 に定める各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

E=別表 3 に定める各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta = 0.5332$$

$$\varepsilon = 0.4668$$

なお、D および E の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

### 2. 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{市場基準単価}$$

なお、基準市場価格および市場基準単価は、以下のとおりといたします。

基準市場価格	21円39銭
--------	--------

市場基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	14銭2厘
	高圧	14銭6厘

3. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

④ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

1. 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。また、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = F \times \zeta$$

F=別表3に定める各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\zeta = 1.0000$$

なお、Fの単位は、1円とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

2. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

なお、離島基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

離島基準燃料価格	79,300円
----------	---------

また、離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が

1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

離島基準単価	特別高圧	1厘
	高圧	1厘

### 3. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その燃料費等調整単価適用期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

#### ⑤ 燃料費等調整額の算出

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2、③.2 および④.2 によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

燃料費等調整額＝使用電力量×（燃料費調整単価＋市場価格調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）

### 3. 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域

#### ① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。

#### ② 燃料費調整額の算定

##### 1. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0030$$

$$\beta = 0.3489$$

$$\gamma = 0.7318$$

なお、A、B および C の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### 2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定さ

れた値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	49,800円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	18銭5厘
	高圧	19銭0厘

### 3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

## ③ 市場価格調整額の算定

### 1. 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D= 1 か月における午前 0 時から翌日午前 0 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E= 1 か月における午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta = 0.5425$$

$$\varepsilon = 0.4575$$

なお、D および E の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

### 2. 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

なお、基準市場価格は、以下のとおりといたします。

基準市場価格 (1キロワット時につき)	12円64銭
------------------------	--------

また、各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準市場単価 (1キロワット時につき)		特別高圧	高圧
	2025年4月		
5月	22銭3厘	22銭9厘	22銭9厘
6月			
7月	28銭3厘	29銭0厘	29銭0厘
8月			
9月			
10月	22銭3厘	22銭9厘	22銭9厘
11月			
12月	27銭5厘	28銭3厘	28銭3厘
2026年1月			
2月			
3月	22銭3厘	22銭9厘	22銭9厘

ただし、基準市場価格は、基準市場単価上限値を超えない限りで、年度ごとに定めるものいたします。基準市場単価上限値は、50銭0厘といたします。

### 3. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

#### ④ 燃料費等調整額の算出

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2および③.2によって算定された燃料費調整単価および市場価格調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価})$$

### 4. 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域

#### ① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。

#### ② 燃料費調整額の算定

1. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。  
また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均液化天然ガス価格

B=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、A および B の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	42,000円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	19銭3厘
	高圧	19銭6厘

3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

③ 市場価格調整額

1. 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2. 卸市場単価

1 キロワット時当たりの卸市場単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の

算式によって算定された値といたします。

また、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

卸市場単価= (平均市場価格－基準市場価格) ×卸市場率

なお、基準市場価格および卸市場率は、以下のとおりといたします。

基準市場価格	19円37銭
--------	--------

卸市場率	特別高圧	10.1%
	高圧	10.3%

卸市場率は、9.0%を基準に、供給時の損失率（特別高圧の場合 2.4%、高圧の場合 3.8%）および消費税率を加味したものといたします。

### 3. 卸市場単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された卸市場単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

#### ④ 燃料費等調整額の算出

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2 および③.2 によって算定された燃料費調整単価および卸市場単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

燃料費等調整額=使用電力量× (燃料費調整単価+卸市場単価)

## 5. 北陸電力送配電株式会社の供給区域

### ① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。

### ② 燃料費調整額の算定

#### 1. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A× $\alpha$ +B× $\beta$ +C× $\gamma$

A=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格  
 $\alpha=0.0415$

$\beta=0.0745$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、A、B および C の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	79,800円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	15銭4厘
	高圧	15銭7厘

3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

③ 市場価格調整額の算定

1. 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均価格といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2. 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ア) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{基準市場単価}$$

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{基準市場単価}$$

(ウ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合  
市場価格調整単価は零といたします。

なお、基準市場単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準市場単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	14銭5厘
	高圧	14銭9厘

### 3. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

#### ④ 燃料費等調整額の算出

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2 および③.2 によって算定された燃料費調整単価および市場価格調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価})$$

## 6. 関西電力送配電株式会社の供給区域

### ① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額および市場価格調整額によって算定いたします。

### ② 燃料費調整額の算定

#### 1. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0045$

$\beta = 0.1974$

$\gamma = 1.0532$

なお、A、B および C の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

## 2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	47,000円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	10銭5厘
	高圧	10銭6厘

## 3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

### ③ 市場価格調整額の算定

#### 1. 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D=別表 3 に定める各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E=別表 3 に定める各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の 8 時から 16 時の平均値

$$\delta = 0.9162$$

$$\varepsilon = 0.0838$$

なお、D および E の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### 2. 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価= (平均市場価格－基準市場価格) ×調整係数

なお、基準市場価格および調整係数は、以下のとおりといたします。

基準市場価格	10円82銭
--------	--------

		特別高圧	高圧 500kW以上	高圧 500kW未満
		調整係数	2025年4月	0.480
	5月	0.395	0.399	0.486
	6月	0.207	0.209	0.399
	7月	0.218	0.221	0.209
	8月	0.356	0.362	0.221
	9月	0.479	0.485	0.362
	10月	0.436	0.442	0.485
	11月	0.287	0.290	0.442
	12月	0.373	0.377	0.290
	2026年1月	0.485	0.492	0.377
	2月	0.372	0.376	0.492
	3月	0.493	0.499	0.376
	4月	—	—	0.499

ただし、調整係数は、上限値を超えない限りで、年度ごとに定めるものといたします。調整係数上限値は、特別高圧の場合は0.493、高圧の場合は0.499といたします。なお、調整係数の取扱いにおいて、年度とは、高圧500キロワット未満の契約種別の場合は5月分から翌年の4月分の料金までの期間、高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は4月分から翌年の3月分の料金までの期間をいいます。ただし2025年度においては、高圧500キロワット未満の契約種別の場合は4月分から翌年の4月分の料金までの期間をいいます。

### 3. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

#### ④ 燃料費等調整額の算出

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2および③.2によって算定された燃料費調整単価および市場価格調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価})$$

## 7. 中国電力ネットワーク株式会社の供給区域

### ① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

### ② 燃料費調整額の算定

#### 1. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、A、B および C の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### 2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	41,900円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	17銭4厘
	高圧	17銭7厘

#### 3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に

適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

③ 市場価格調整額の算定

1. 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D=別表3に定める各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

E=別表3に定める各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値

$$\delta = 0.4861$$

$$\varepsilon = 0.5139$$

なお、DおよびEの単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2. 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{調整係数}$$

なお、基準市場価格および調整係数は、以下のとおりといたします。

基準市場価格 (1キロワット時につき)	9円45銭
------------------------	-------

調整係数	特別高圧	0.259
	高圧	0.265

3. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

④ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

1. 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

また、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格=F×ζ

F=別表 3 に定める各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

ζ=1.0000

なお、F の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ア) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価=(離島基準燃料価格－離島平均燃料価格)×離島基準単価/1,000

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は 119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価=(119,000－離島平均燃料価格)×離島基準単価/1,000

なお、離島基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

離島基準燃料価格	79,300円
----------	---------

また、離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

離島基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	1厘
	高圧	1厘

3. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その燃料費等調整単価適用期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

⑤ 燃料費等調整額の算出

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2、③.2 および④.2 によって算定された燃料費調整単価、市場価

格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

燃料費等調整額＝使用電力量×（燃料費調整単価＋市場価格調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）

8. 四国電力送配電株式会社の供給区域

① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額によって算定いたします。

② 燃料費調整額の算定

1. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。  
また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=別表 3 に定める各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0845$

$\beta = 0.0699$

$\gamma = 1.1962$

なお、A、B および C の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	80,300円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	15銭0厘
	高圧	15銭4厘

3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

③ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

9. 九州電力送配電株式会社の供給区域

① 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

② 燃料費調整額の算定

1. 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。  
 なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=別表3に定める各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=別表3に定める各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=別表3に定める各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0028$

$\beta = 0.1819$

$\gamma = 1.0863$

なお、A、BおよびCの単位は、1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

基準燃料価格	46,100円
--------	---------

また、基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	9銭6厘
	高圧	9銭8厘

3. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表 3 のとおりといたします。

③ 市場価格調整額の算定

1. 平均市場価格

(ア) 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D=全日単価（各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格）

E=昼間単価（各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格）

$$\delta = 0.4627$$

$$\varepsilon = 0.5373$$

なお、D および E の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) (ア) によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

2. 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値といたします。

また、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{調整係数}$$

なお、基準市場価格および調整係数は、以下のとおりといたします。

基準市場価格 (1キロワット時につき)	8円22銭
------------------------	-------

調整係数 (1キロワット時につき)	特別高圧	27銭8厘
	高圧	28銭4厘

3. 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

④ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

1. 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値といたします。また、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = F \times \zeta$$

F=別表3に定める各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\zeta = 1.0000$$

なお、Fの単位は、1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値といたします。

また、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、離島平均燃料価格は119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

なお、離島基準燃料価格は、以下のとおりといたします。

離島基準燃料価格	79,300円
----------	---------

また、離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

離島基準単価 (1キロワット時につき)	3厘
------------------------	----

3. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用  
各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その燃料費等調整単価適用期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、別表3のとおりといたします。

⑤ 燃料費等調整額の算出

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に②.2、③.2 および④.2 によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

燃料費等調整額＝使用電力量×（燃料費調整単価＋市場価格調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）

※上記基準単価はいずれも消費税等相当額を含みます。

### 別表3

#### 適用期間

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ただし、九州電力送配電株式会社の供給区域における契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、1月ずつ後ろにずらすものといたします。

上記にかかわらず、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域における各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
翌年の1月1日から1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
翌年の2月1日から2月28日までの期間 (閏年の場合は、2月29日までの期間)	翌年の3月の料金に係る計量期間等
翌年の3月1日から3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
翌年の4月1日から4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

上記にかかわらず、北陸電力送配電株式会社の供給区域における各平均市場価格算定期間に対応する

燃料費等調整単価適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
翌年の2月21日から3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
翌年の3月21日から4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
翌年の4月21日から5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

上記にかかわらず、関西電力送配電株式会社の供給区域における各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間 (高圧500キロワット以上および特別高圧の場合)
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間 (高圧500キロワット未満の場合)
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
----------------------	------------------

上記にかかわらず、九州電力送配電株式会社の供給区域における各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、以下の表のとおりとします。ただし、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限り、）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、1月ずつ後ろにずらすものといたします。

平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等